

鳥取市子どもの居場所づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市子どもの居場所づくり補助金（以下「補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、地域こどもの生活支援強化事業実施要綱（令和5年12月13日付こ支家第310号こども家庭庁支援局長通知。以下「国実施要領」という。）及び鳥取市子どもの居場所づくり事業実施要領（令和7年4月1日制定。以下「市実施要領」という。）に基づき、「子どもの居場所づくり」について、新たに取り組みを行う民間団体等の立ち上げを支援し、市内での団体の育成、取組の推進を図ることにより、地域福祉及び児童福祉の向上に寄与することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業は、市内で実施する市実施要領第4条に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- 2 補助対象事業の実施にあたって、子ども、保護者等に行政上の配慮を要すると認められるときは、市実施要領第4条第2号イに掲げる連絡先に加え、中央人権福祉センター（生活困窮者相談支援窓口）にも連絡するものとする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を公正、中立かつ効果的に実施することができる民間団体等とし、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。

- (1) 団体の本拠としての事務所を県内に有し、市内でも活動する団体であること。
- (2) 代表者が明らかであること。
- (3) 社会福祉法人又は政治活動、宗教活動若しくは営利事業を目的とする団体ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

(補助金の算定等)

第5条 事業立ち上げ支援に係る本補助金の額は、補助対象事業の実施に要する別表1の第2欄に掲げる経費の実支出額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助対象事業のための寄附金その他補助対象事業に係る収入の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとし、同表第3欄に掲げる額を限度とする。）以内で算定し、予算の

範囲内で交付する。

- 2 運営費に係る本補助金の額は、別表2の第3欄に掲げる経費の実支出額（仕入控除税額を除く。）から補助対象事業に係る食事やレクリエーション等の実費相当額としての徴収金、補助対象事業のための寄附金その他の収入の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額又は第2欄の定員数に応じた第4欄の単価の額に開催した回数に乗じて得た額に保険加入料、会場等使用料及び賃借料を加えた額の少ない方（千円未満の端数は切り捨てるものとし、同表第5欄に掲げる額を限度とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。
- 3 本補助金は、交付決定の時期にかかわらず、第6条第1項ただし書の場合を除き、交付決定を受けた日の属する年度の4月1日から3月31日までの補助対象事業に要する経費の額を補助の対象とする。

（補助金交付申請の時期等）

- 第6条 本補助金の交付申請は、原則として市長が別に定める日までに行わなければならない。ただし、年度の中で新規に事業を実施する場合は、事業実施の30日前までに行わなければならない。
- 2 規則第4条の交付申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定）

- 第6条の2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更等）

- 第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の2割を超える減額
 - (2) 本補助金の増額
 - (3) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（補助金の概算払い）

第8条 本補助金は、規則第11条ただし書の規定により市長が認める場合とし、概算払によって交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から20日以内(規則第9条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から20日以内)又は当該年度の3月末日のいずれかの早い日までに実績報告をしなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、第2号及び第3号とする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額を超えるときは、様式第3号の2により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(事業継続努力義務)

第10条 第5条第1項に掲げる補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該事業を5年間継続して実施するよう努めなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の期間内において前年度の事業の運営に係る状況を4月20日までに、様式第4号により市長に報告するものとする。ただし、第5条第2項に掲げる補助金の交付を受けている場合は、当該年度の実績報告書をもって報告にかえることができる。
- 3 第1項に定める期間内に、当該事業を休止又は廃止若しくは事業内容を著しく変更(以下「休止等」という。)しようとするときは、補助事業者は、あらかじめ理由、予定日その他必要な事項について様式第5号により市長に届け出て、事業の休止等に関する協議を行うものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の市長の定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(当該年数が5年に満たない財産にあっては5年とし、同令に定めのない財産にあっては市長が、別に定める期間)とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効果の増加価格が30万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。
- 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は

一部を市に納付させることがある。

- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(帳簿の備付け)

第12条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、書類等を、規則第17条の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、総務部人権政策局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月21日から施行し、令和元年度事業から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の鳥取市子どもの居場所づくり補助金交付要綱第4条の規定に関わらず、平成30年度に鳥取市子どもの居場所づくり補助金の交付を受けて補助対象事業を実施している社会福祉法人については、平成31年度に限り、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

1 事業項目	2 補助対象経費	3 補助金上限額
事業立ち上げ支援	調理器具・冷蔵庫等の備品、食器等の消耗品の購入に要する経費、調理室や居室等の修繕に要する経費、使用料及び賃借料(会場借上げに要する初期経費等)等	1 事業所につき 1, 5 2 0 千円

別表 2 (第 5 条関係)

1 事業項目	2 定員数	3 補助対象経費	4 1 回当たりの単価	5 補助金上限額
運営費	1 人～1 9 人	補助対象事業の実施に必要な給料(正規職員を除く)、報酬、報償費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費(灯油のみ))、役務費(通信運搬費(郵便料・運搬料のみ)、保険料)、使用料及び賃借料、負担金等 ※食材費は、1 食 3 5 0 円を上限とする。 ※保険加入料、会場等使用料及び賃借料は、1 回当たりの単価に含めないものとする。 ※飲食店がその施設・設備、従業員等を活用して取り組む場合は、食事提供に要する経費(賃金、食材費、需用費等)は対象外とする。	5, 0 0 0 円	月16回以上 (週4回等) 2, 0 0 0 千円
	2 0 人～2 9 人		7, 5 0 0 円	
	3 0 人～		1 0, 0 0 0 円	月4～15回 (週1回等)
	定員なし		前年度実績の平均利用者数より算定する。 ※新規の場合は利用者見込みとする。	1, 5 0 0 千円 月1～3回 1, 0 0 0 千円

<p>居場所における 活動内容</p>	<p>○実施体制 ※スタッフやボランティアの人員体制等</p> <p>○活動の具体的な内容 ※食事や学習、あそび、イベント等</p>
<p>行政や学校等 との連携内容</p>	<p>○ねらい</p> <p>○連携している機関や専門職</p> <p>○連携の具体的な内容</p>

	○効果・成果 ※実績報告時に記載
寄附金の有無	有 ・ 無
他の補助金の活用の有無	有 ・ 無 ※他の補助金の活用について、いずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、その補助金名、事業内容、該当補助金に係る問い合わせ先を記載してください。

(注) 実施する事業所ごとに作成してください。

〈消費税の取り扱い〉

課税事業者（簡易課税事業者を除く。）	
--------------------	--

※課税事業者（簡易課税事業者を除く。）に該当する場合は「該当」、該当しない場合は「非該当」と表右欄に記載すること。非該当の場合には、下欄にその理由を記載すること。

非該当の場合	(非該当の理由)
--------	----------

様式第2号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市子どもの居場所づくり事業収支予算（決算）書

〈収入の部〉

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算 額）	前年度予算額 （本年度予算額）	摘要
市補助金			
自己資金			
寄附金			
その他			
計			

〈支出の部〉

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算 額）	前年度予算額 （本年度予算額）	摘要
給料（正規職員を除く）			
報酬			
報償費			
旅費			
食糧費			
印刷製本費			
消耗品費			
燃料費（灯油のみ）			
通信運搬費 （郵便料・運搬料のみ）			
保険料			
使用料及び賃借料			
負担金			
計			

（注）実施する施設ごとに作成してください。

様式第3号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市子どもの居場所づくり支出予定（支出）書

（単位：円）

科 目	支出予定 (支出)額	積 算 内 訳 (単価、人数等分かるように具体的に 記載してください。)
給料（正規職員を除く） 報酬 報償費 旅費 食糧費 印刷製本費 消耗品費 燃料費（灯油のみ） 通信運搬費 （郵便料・運搬料のみ） 保険料 使用料及び賃借料 負担金		
合計		

（注1）補助金を充当しない経費には下線を引いてください。

様式第3号の2（第9条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

職氏名

印

鳥取市子どもの居場所づくり事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた鳥取市子どもの居場所づくり事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、鳥取市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づき補助金の確定額 金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 4 3の額を仕入控除税額として算出した補助金実績相当額 金 円
- 5 補助金返還相当額（1－4） 金 円

※参考となる資料（確定申告書等）を添付すること

<p>居場所における 活動内容</p>	<p>○実施体制 ※スタッフやボランティアの人員体制等</p> <p>○活動の具体的な内容 ※食事や学習、あそび、イベント等</p>
<p>行政や学校等 との連携内容</p>	<p>○ねらい</p> <p>○連携している機関や専門職</p> <p>○連携の具体的な内容</p> <p>○効果・成果</p>

(注) 実施する事業所ごとに作成してください。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

届出者
住 所
氏 名

子どもの居場所づくり事業休止（廃止・変更）届出書

鳥取市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、補助金の交付に係る事業を休止（廃止、変更）する予定ですので、届け出ます。

記

1 居場所の概要

- (1) 名称
- (2) 実施団体
- (3) 事業実施場所
- (4) 事業実施期間
- (5) 事業実施状況
 - ①開催頻度
 - ②利用料の額
 - ③食事提供の有無
 - ④実施事業体制
 - ⑤主な活動内容
 - ⑥関係機関等との連携状況

2 補助金の概要

- (1) 交付年月日
- (2) 交付金額

3 休止（廃止、変更）の概要

- (1) 予定時期
- (2) 休止（廃止、変更）の内容
- (3) 理由

4 その他